

インフルエンザと診断された際の対応・手順について（小学生以上）

成田市教育委員会

子ども	<p>発症 ⇒ 医師の診察を受ける。 インフルエンザと診断された場合は学校へ連絡をする。 【出席停止期間】発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで</p> <p>療養 ⇒ 医師の指示のもと、療養する。</p> <p>治癒 ⇒ 医師に登校の許可を確認する。 再登校の際は、インフルエンザ登校許可証明書（保護者記入）を持参し、証明書は学校長に提出する。</p>
保護者	<p>発症（医療機関受診）⇒ インフルエンザと診断された場合は、医師から「発症した日」を伝えられるので、記録しておく。 ⇒ 学校に診断結果を連絡する。 学校長より出席停止を指示される。 （「出席停止について」の通知文が学校から出される）</p> <p>療養（出席停止期間）⇒ 医師の指示のもと療養をさせる。 （家庭で健康観察をおこなう。）</p> <p>治癒（医療機関受診）⇒ 医師による再登校の許可を確認する。 ⇒ 登校許可証明書を記入し、子どもに持たせる。</p>
医師	<p>患者を診察して、インフルエンザと診断をしたら、「発症した日」を保護者に伝え、療養について指導をする。 再登校に際しては、他への感染のおそれがないことを確認し、再登校してもよいことを保護者に口頭で伝える。 （インフルエンザについては、医師の指示に従い、保護者が登校許可証明書を記載する）</p>
学校長	<p>保護者からインフルエンザの報告を受けたら、出席停止を指示するとともに、「出席停止について」の通知文を渡し、出席停止中の保護者の対応や再登校をする際の登校許可証明書の提出について説明をする。</p>

※ 出席停止の期間の基準（例）

水 1	木 2	金 3	土 4	日 5	月 6	火 7	水 8	木 9
● 発症	①	②	③	④	⑤	○		
			解熱	①	②	○		
					解熱	①	②	○

水曜日に発症した場合、水曜日を0日目と数えます。
土曜日までに解熱すれば、月曜日まで出席停止で火曜日から登校できます。
月曜日に解熱した場合は、木曜日から登校できます。

発症した日、熱が下がった日の翌日が1日目となる。